

採点表（審査基準）
〔明石市外国語指導助手(ALT)派遣業務〕

採点者 _____

応募者

審査項目		審査内容	評価内容	点数	採点
業務実施について	外国人講師について	ALTの採用システム 子どもの教育に携わるに適した人間性や情熱を持った講師、また小学校・中学校・特別支援学校それぞれの校種に適した講師を採用するシステムが確立しているか。 ・身元調査、身体検査、教員経験者など	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20点 16点 10点 4点 0点	
	ALTの研修体制	採用時、派遣後も、ALTの指導力向上の研修体制が確立しているか。 ・子どもたちの教育に携わることの重要性に関する教育 ・学校のような多人数の児童・生徒を指導する技術 ・教科指導だけでなく、日本文化や習慣、日本の学校のシステム等を理解する教育 ・ALTの評価による振り返り研修など	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20点 16点 10点 4点 0点	
	サポート体制について	専属コーディネーターの配置による、教育委員会、学校業務、ALTの管理などのサポート体制が確立しているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20点 16点 10点 4点 0点	
	教員研修	教員の指導力向上が図れる研修の企画・実施の提供が充実しているか。 ・校内研修、全体研修、専門家によるセミナーなど (研修が充実していれば加点)	充実している やや充実 普通 やや不充分 不充分	10点 8点 5点 2点 0点	
	カリキュラムについて	児童、生徒の発達段階に応じ、児童、生徒の興味・関心を高めるような、多様で魅力あるレッスンプログラムを開設しているか。 ・教材の研究開発体制、ICT活用授業 ・授業以外でのALTの活動事例の充実など	充実している やや充実 普通 やや不充分 不充分	10点 8点 5点 2点 0点	
	特別支援学校（級）への対応について	特別支援マニュアルがあり、多様なニーズにこたえる活動例があるか。	充実している やや充実 普通 やや不充分 不充分	10点 8点 5点 2点 0点	
公共性（施策反映）評価	危機管理体制について	派遣業務契約の法的ルールをよく理解し、合法的かつ円滑な派遣業務マニュアルがあり、教育委員会や学校に対して専門的な情報提供ができる、派遣業務を適正に遂行できるか。 ・実施状況管理、労務管理、生活指導体制など	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20点 16点 10点 4点 0点	
	実施体制	・人員が充実した体制であるか。 ・学校あるいは市教育委員会と連絡・調整が速やかに行える体制が整っているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20点 16点 10点 4点 0点	
	業務実績	業績の内容を総合的に判断	十分な実績有 実績有 実績なし	15点 10点 0点	
	障害者の積極的雇用について	・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか。	ある ない	5点 0点	
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなど ・法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・職場復帰しやすい環境の整備 ・子育て中の従業員向けの相談体制の整備など	充実している やや充実 普通 やや不充分 なし	5点 4点 3点 1点 0点	
	インクルーシブ推進に関する取組	誰もが働きやすい就労環境の整備、ハラスマントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に障害者等が積極的に参画する機会など ・フレックスタイム制、在宅勤務や通勤緩和制度など ・ハラスマントについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 ・それぞれの特性に応じた適正な雇用及び人事考課基準の明確化 ・インクルーシブに対応した施設整備など	充実している やや充実 普通 やや不充分 なし	5点 4点 3点 1点 0点	
価格	若年雇用者育成のための取組	エルダー制度など若手従業員を個別実施に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）など	充実している やや充実 普通 やや不充分 なし	5点 4点 3点 1点 0点	
	更生支援のための取組	保護観察所への協力雇用主としての登録があるか ・刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る。	ある ない	5点 0点	
	労働安全衛生のための取組	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	ある ない	5点 0点	
	合計	45点×参加者の中の最低業務価格÷当該参加者の業務価格		ア	
審査採点基準		アの点数 × 100/225 = (小数点以下切り捨て)			

※審査基準点（50点）未満は失格とする。（選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。）